

佐賀県規則第28号

佐賀県行政組織規則及び知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則
 (佐賀県行政組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(局の分掌事務)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(分課等)</p> <p>第3条の3 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 県土整備部</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ 土地利活用課</u></p> <p><u>カ～ケ</u> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法務私学課</p> <p>ア～ケ 略</p>	<p>(局の分掌事務)</p> <p>第3条の2 略</p> <p><u>(山博・緑化フェア事務局の設置)</u></p> <p>第3条の2の2 <u>次に掲げる事務を処理するため、知事の直属として、山博・緑化フェア事務局（以下「事務局」という。）を置く。</u></p> <p><u>(1) 山の博覧会及び全国都市緑化フェアに関する企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 山の博覧会及び全国都市緑化フェアの実施に関すること。</u></p> <p>(分課等)</p> <p>第3条の3 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 県土整備部</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>オ～ク</u> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p>第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法務私学課</p> <p>ア～ケ 略</p>

改正前	改正後
<p>コ 公益信託の<u>総合調整</u>に関すること。</p> <p>サ～タ 略</p> <p>(2) 人事課</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>働き方改革</u>に関すること。</p> <p>オ～サ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(県民環境部各課の分掌事務)</p> <p>第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 脱炭素社会推進課</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>海洋プラスチック対策</u>に関すること。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(農林水産部各課の分掌事務)</p> <p>第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 農山村課</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>土地改良法に基づく土地改良事業の指導、認可、同意及び決定</u>に関すること。</p> <p>カ <u>土地改良法に基づく団体の指導監督</u>に関すること。</p>	<p>コ 公益信託に関すること。</p> <p>サ～タ 略</p> <p>(2) 人事課</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>業務・職場環境の最適化及び職員のエンゲージメントの向上</u>に関すること。</p> <p>オ～サ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(県民環境部各課の分掌事務)</p> <p>第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 脱炭素社会推進課</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>海洋プラスチック問題の対策</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>世界海洋プラスチックプランニングセンター</u>に関すること。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(農林水産部各課の分掌事務)</p> <p>第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 農山村課</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>土地改良法(昭和24年法律第195号)</u>に関すること (<u>土地改良事業の指導、認可、同意及び決定に関する部分を除く。</u>)。</p>

改正前	改正後
<p>キ～ス 略</p> <p>(7) 農地整備課</p> <p>ア <u>土地改良法に基づく土地改良事業の指導、認可、同意及び決定に関すること（農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p>イ～サ 略</p> <p>シ 農地海岸の管理に関すること。</p> <p>ス 略</p> <p>セ <u>農地海岸の災害復旧に関すること。</u></p> <p>ソ～ツ 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 森林整備課</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 土地利活用課</p> <p>ア <u>国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。</u></p> <p>イ <u>土地利用対策の総合調整に関すること。</u></p> <p>ウ <u>国土調査法に基づく地籍調査及び土地分類調査に関すること。</u></p> <p>エ <u>不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の</u></p>	<p>カ～シ 略</p> <p>(7) 農地整備課</p> <p>ア 土地改良法に関すること（<u>土地改良事業の指導、認可、同意及び決定に関する部分に限る。</u>）。</p> <p>イ～サ 略</p> <p>シ 農地海岸<u>及び農地地すべり防止施設</u>の管理に関すること。</p> <p>ス 略</p> <p>セ～チ 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 森林整備課</p> <p>ア <u>山の保全に関すること。</u></p> <p>イ～キ 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p>第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正前	改正後														
<p><u>登録等に関すること。</u></p> <p><u>オ 土地、建物、物件等の買収、補償及び登記に関すること。</u></p> <p><u>カ 土地収用に関すること。</u></p> <p><u>キ 収用委員会に関すること。</u></p> <p><u>ク 公有地の拡大の推進に関すること。</u></p> <p><u>ケ 測量法に基づく基本測量実施の公示等に関すること。</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) 河川砂防課</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 公有水面の埋立てに関すること（港湾課、<u>農山村課</u>及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>カ～ス 略</p> <p>セ 海岸の管理に関すること（港湾課、<u>農山村課</u>及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>ソ 海岸保全事業に関すること（港湾課、<u>農山村課</u>及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>タ 海岸の災害復旧に関すること（港湾課、<u>農山村課</u>及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>(室)</p> <p>第19条 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。</p>	<p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 河川砂防課</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 公有水面の埋立てに関すること（港湾課及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>カ～ス 略</p> <p>セ 海岸の管理に関すること（港湾課、<u>農地整備課</u>及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>ソ 海岸保全事業に関すること（港湾課、<u>農地整備課</u>及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>タ 海岸の災害復旧に関すること（港湾課、<u>農地整備課</u>及び水産課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</p> <p>(室)</p> <p>第19条 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 1201 694 1241">課</th> <th data-bbox="694 1201 1122 1241">室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 1241 694 1281">略</td> <td data-bbox="694 1241 1122 1281"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1281 694 1362">流通・貿易課</td> <td data-bbox="694 1281 1122 1362">略</td> </tr> </tbody> </table>	課	室	略		流通・貿易課	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 1201 1608 1241">課</th> <th data-bbox="1608 1201 2040 1241">室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1178 1241 1608 1281">略</td> <td data-bbox="1608 1241 2040 1281"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 1281 1608 1329">流通・貿易課</td> <td data-bbox="1608 1281 2040 1329">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 1329 1608 1362"><u>県土企画課</u></td> <td data-bbox="1608 1329 2040 1362"><u>公共用地室</u></td> </tr> </tbody> </table>	課	室	略		流通・貿易課	略	<u>県土企画課</u>	<u>公共用地室</u>
課	室														
略															
流通・貿易課	略														
課	室														
略															
流通・貿易課	略														
<u>県土企画課</u>	<u>公共用地室</u>														

改正前		改正後	
道路課	略	道路課	略
略		略	
<p>2 室の分掌事務は、それぞれの室が属する課の分掌事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 人材育成・行政マネジメント室 ア～エ 略 オ <u>働き方改革に関すること。</u></p> <p>カ 略</p> <p>(4)～(12) 略</p> <p><u>(13)～(15)</u> 略 (職制)</p> <p>第21条 略 2～12 略</p>		<p>2 室の分掌事務は、それぞれの室が属する課の分掌事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 人材育成・行政マネジメント室 ア～エ 略 オ <u>業務・職場環境の最適化及び職員のエンゲージメントの向上に関すること。</u></p> <p>カ 略</p> <p>(4)～(12) 略</p> <p><u>(13) 公共用地室</u> ア <u>公共用地取得の総合調整に関すること。</u> イ <u>地籍調査及び土地分類調査に関すること。</u> ウ <u>不動産鑑定業者の登録等に関すること。</u> エ <u>土地、建物、物件等の買収、補償及び登記に関すること。</u> オ <u>土地収用に関すること。</u> カ <u>収用委員会に関すること。</u> キ <u>公有地の拡大の推進に関すること。</u> ク <u>基本測量実施の公示等に関すること。</u></p> <p><u>(14)～(16)</u> 略 (職制)</p> <p>第21条 略 2～12 略 <u>13 事務局に事務局長を置く。</u></p>	

改正前	改正後																						
<p>第22条 略</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、県民環境部に脱炭素社会推進総括監を、産業労働部に企業立地総括監を、SSP推進局にスポーツ総括監及びSSP総括監を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行うものとし、部長又は局長が不在のときは、その職務を代行する。</p> <table border="1" data-bbox="264 767 1124 1059"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業立地総括監</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>スポーツ総括監</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p> <p>第23条 略</p> <p>2～5 略</p>	課	室	略		企業立地総括監	略	スポーツ総括監	略	略		<p>14 <u>事務局長は、上司の命を受けて、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u></p> <p>第22条 略</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、県民環境部に脱炭素社会推進総括監を、産業労働部に企業立地総括監を、<u>農林水産部に農業政策総括監を</u>、SSP推進局にスポーツ総括監及びSSP総括監を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 前3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行うものとし、部長又は局長が不在のときは、その職務を代行する。</p> <table border="1" data-bbox="1178 767 2038 1059"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>企業立地総括監</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>農業政策総括監</u></td> <td><u>農業施策の推進に関して部長が特に命ずる事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td>スポーツ総括監</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p> <p>6 <u>事務局に政策総括監を置くことができる。</u></p> <p>7 <u>前項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、事務局の事務を整理し、事務局長が特に命ずる事務を掌理するとともに、事務局長が不在のときは、その職務を代行する。</u></p> <p>第23条 略</p> <p>2～5 略</p>	課	室	略		企業立地総括監	略	<u>農業政策総括監</u>	<u>農業施策の推進に関して部長が特に命ずる事務を掌理する。</u>	スポーツ総括監	略	略	
課	室																						
略																							
企業立地総括監	略																						
スポーツ総括監	略																						
略																							
課	室																						
略																							
企業立地総括監	略																						
<u>農業政策総括監</u>	<u>農業施策の推進に関して部長が特に命ずる事務を掌理する。</u>																						
スポーツ総括監	略																						
略																							

改正前	改正後
<p>第24条 略 2～7 略</p> <p>第25条 略 2 係長は、上司の命を受けて、課及びセンター並びに室の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>第27条 略 2 前項の職のうち政策部及び第3条の3第2項第1号に規定する組織に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。 (1)～(7) 略 (8) 交流人口の拡大に資する公の施設等（佐賀県少年自然の家、21世紀県民の森、波戸岬海浜公園、人工海浜公園、佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）第10条第1項に規定する運動場及び九年庵をいう。）に関すること。</p>	<p>6 事務局に政策企画監を置くことができる。</p> <p>7 前項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、事務局の事務に係る政策及び企画の推進等に関する事務を掌理する。</p> <p>第24条 略 2～7 略</p> <p>8 事務局に副課長を置くことができる。</p> <p>9 前項に規定する職にある者は、政策企画監を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。 (1) 政策企画監が不在の時は、その職務を代行する。 (2) 上司の命を受けて、政策企画監が特に命ずる事務を処理する。</p> <p>第25条 略 2 前項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、課及びセンター並びに室の分掌事務の一部を処理する。 3 事務局に係長を置くことができる。</p> <p>4 前項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、事務局の事務の一部を処理する。</p> <p>第27条 略 2 前項の職のうち政策部及び第3条の3第2項第1号に規定する組織に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。 (1)～(7) 略 (8) 交流人口の拡大に資する公の施設（佐賀県黒髪少年自然の家、佐賀県北山少年自然の家、佐賀県波戸岬少年自然の家、レイクサイド北山、波戸岬海浜公園、人工海浜公園及び九年庵をいう。）等に関すること。</p>

改正前	改正後
(9)～(12) 略	(9)～(12) 略 <u>(13) 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。</u> <u>(14) 土地利用対策の総合調整に関すること。</u>
3～5 略	3～5 略

(知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則の一部改正)

第2条 知事の権限の一部を佐賀県教育委員会に委任する規則（平成14年佐賀県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、知事の権限のうち、教育委員会が事務を執行する奨学金の貸付けに関し必要な事項を定める権限について、特に知事が行使する場合を除き、佐賀県教育委員会に委任する。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、知事の権限のうち、教育委員会が事務を執行する奨学金の貸付けに <u>関し必要な事項を定める権限及び教育委員会が管理する施設の使用料</u> に <u>関し必要な事項を定める権限</u> について、特に知事が行使する場合を除き、佐賀県教育委員会に委任する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中佐賀県行政組織規則第27条第2項第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

2 佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 課等 組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 課等 <u>組織規則第3条の2の2に規定する山博・緑化フェア</u>

改正前	改正後																																																
<p>第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項並びに佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第2項に規定する組織、組織規則第19条第1項に規定する室、政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びにその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>教育組織規則第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課</u>、教育組織規則第5条第1項に規定する室、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">公有財産事務執行区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">知事</th> <th style="width: 15%;">部長又は局長</th> <th style="width: 45%;">課等の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">所管 換等</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>財産を他の部に供用させるとき</td> <td></td> <td></td> <td>財産を他の部に供用させることに関する</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	知事	部長又は局長	課等の長	略					所管 換等	略				財産を他の部に供用させるとき			財産を他の部に供用させることに関する	略					<p><u>事務局</u>、組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織、組織規則第19条第1項に規定する室、政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びにその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する課</u>、<u>同条第2項に規定する組織</u>、教育組織規則第5条第1項に規定する室、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">公有財産事務執行区分表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">知事</th> <th style="width: 15%;">部長又は局長</th> <th style="width: 45%;">課等の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">所管 換等</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>財産を他の部（<u>山博・緑化フェア事務局を含む。</u>）に供用させるとき</td> <td></td> <td></td> <td>財産を他の部（<u>山博・緑化フェア事務局を含む。</u>）に供用させることに関する</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	知事	部長又は局長	課等の長	略					所管 換等	略				財産を他の部（ <u>山博・緑化フェア事務局を含む。</u> ）に供用させるとき			財産を他の部（ <u>山博・緑化フェア事務局を含む。</u> ）に供用させることに関する	略				
項目	区分	知事	部長又は局長	課等の長																																													
略																																																	
所管 換等	略																																																
	財産を他の部に供用させるとき			財産を他の部に供用させることに関する																																													
略																																																	
項目	区分	知事	部長又は局長	課等の長																																													
略																																																	
所管 換等	略																																																
	財産を他の部（ <u>山博・緑化フェア事務局を含む。</u> ）に供用させるとき			財産を他の部（ <u>山博・緑化フェア事務局を含む。</u> ）に供用させることに関する																																													
略																																																	

(佐賀県財務規則の一部改正)

3 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第3項に規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</p> <p>(2) 部長 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）第1条に規定する部の長、組織規則第3条に規定する局の長、出納局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長をいう（第3章を除く。）。</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項並びに<u>佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第2項に規定する組織、教育組織規則第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びにその者が指揮監督する組織規則第27条第1</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）<u>第3条の2の2に規定する山博・緑化フェア事務局、組織規則第3条の3第1項及び第3項に規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</u></p> <p>(2) 部長 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）第1条に規定する部の長、組織規則第3条に規定する局の長、<u>組織規則第21条第13項に規定する事務局長</u>、出納局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長をいう（第3章を除く。）。</p> <p>(3) 本庁等の各課 <u>組織規則第3条の2の2に規定する山博・緑化フェア事務局、組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織、政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びにその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する課、同条第2項に規定する組織、警察</u></p>

改正前	改正後
<p>項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4) 本庁等の各課の長 <u>組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織を指揮監督する組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者、組織規則第27条第1項に規定する職にある者のうち政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者、組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育組織規則第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課の長、教育組織規則第9条第2項に規定する職、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 本庁等の各課の副課長 <u>組織規則第24条第1項及び第2項並びに第27条第1項に規定する副課長、副センター長、副室長及び企画主幹、教育組織規則第12条第1項、第15条の2第2項及び第18条に規定する教育委員会事務局副課長、教育組織規則第13条第1項に規定する教育委員会事務局副室長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長並びに議会事務局総務課副課長をいう。</u></p> <p>(8)～(21) 略</p>	<p><u>本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</u></p> <p>(4) 本庁等の各課の長 <u>組織規則第22条第6項に規定する政策総括監及び組織規則第23条第6項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する者、組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織を指揮監督する組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者、組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者を指揮監督する政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者、組織規則第23条第2項に規定する政策企画監、さがデザインディレクター、企業立地推進監及び家畜防疫対策企画監、教育組織規則第2条第1項に規定する課の長、教育組織規則第9条第2項に規定する職、警察本部の会計課の長、監査委員事務局の副事務局長、人事委員会事務局の副事務局長、労働委員会事務局の総務調整課の長並びに議会事務局の総務課の長をいう。</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 本庁等の各課の副課長 <u>組織規則第24条第1項、第2項及び第8項並びに第27条第1項に規定する副課長、副センター長、副室長及び企画主幹、教育組織規則第12条第1項、第15条の2第2項及び第18条に規定する副課長、教育組織規則第13条第1項に規定する副室長、警察本部の会計課の課長補佐、監査委員事務局の副監査監、人事委員会事務局の人事主幹、労働委員会事務局の総務調整課の副課長並びに議会事務局の総務課の副課長をいう。</u></p> <p>(8)～(21) 略</p>